平成２３年（フ）第２３４号
兵庫県明石市魚住町西岡893番地の１　アーバン魚住202号、旧住所兵庫県明石市魚住町西岡1934番地の５
債務者　西田　経子
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２３６号
兵庫県明石市松江188番地の１　赤石パルハイツ
債務者　伊藤由起子
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２５４号
神戸市西区井吹台西町１丁目７番地　７―901号
債務者　巖　哲次郎
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２５８号
兵庫県明石市魚住町清水353番地の19　県住８棟204号
債務者　岡橋　進一
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２５９号
兵庫県明石市魚住町清水353番地の19　県住８棟204号
債務者　岡橋　博子
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２６０号
兵庫県明石市松が丘北町1058番地の１
債務者　今岡由美子
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２６３号
神戸市西区王塚台４丁目２番地　県住811号
債務者　草清　和美
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２６７号
神戸市西区高雄台22番27号、旧住所神戸市東灘区甲南町３丁目８番23号
債務者　武久　智春（旧姓工藤）
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２７１号
神戸市西区枝吉１丁目101番地　県営玉津南高層住宅204号
債務者　藤本　倫史
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２８４号
神戸市西区大沢２丁目６番地の17
債務者　村上　龍二
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第４１１号
奈良市南紀寺町３丁目295番地の15　シティハウストウワ106号
債務者　茂呂　光晴
１　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１４９号
福島県いわき市常磐湯本町宝海１番地の６
債務者　添田　秀子
１　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１５７号
福島県いわき市小名浜岡小名字前原前26番地の７
債務者　鈴木　弥生
１　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１９２号
富山市婦中町分田151番地５
債務者　小池　　博
１　決定年月日時　平成23年９月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで　富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０１号
富山市中中市18番地　市営住宅５棟404号
債務者　西坂　誠一
１　決定年月日時　平成23年９月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで　富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０７号
富山市大泉北町９番21―４号　深川アパート、前住所富山市大泉中町３番５号
債務者　宮島　克行
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで　富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６８１号
北九州市小倉北区長浜町17番22号
債務者　無窮花こと　周　　景子
１　決定年月日時　平成23年９月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部